

ふるさと納税返礼品
提供事業者の皆様へ

ふるさと納税制度に係る 返礼品の基準について



令和6年2月改訂【第3.1版】

いわき市総合政策部

創生推進課





ふるさと納税 対象団体（都道府県/市区町村）の 指定の基準

地場産品（ふるさと納税返礼品）についての基準は次のとおりです。

（令和5年度総務省告示第244号）

① いわき市内において生産されたもの

② いわき市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの

当該原材料が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち半分を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものであること等により判断します。

つまり、いわき市内で生産された原材料を「半分を一定程度以上上回る割合」使用していわき市外で製造されたものということになります。

また、ふるさと納税の募集に際し、その旨をポータルサイト上等に明記しなければなりません。

○認められると考えられる例

- ・いわき市内で生産された牛乳や果物を100%使用し、いわき市外で製造されたジェラート
- ・いわき市内で生産された酒米を100%使用し、いわき市外において醸造した地酒
- ・いわき市内の事業者が100%自社で栽培したリンゴを使用し、いわき市外の工場加工したリンゴジュース
- ・原材料の柑橘のうち9割以上をいわき市内で生産された柑橘を使用したジュース

×認められないと考えられる例

- ・製造に用いる牛乳のうちいわき市内で生産された牛乳を約1割使用し、いわき市外で製造したアイスクリーム
- ・いわき市内で製造された醤油・ポン酢を使用し、いわき市外で加工されたもつ鍋・水炊き
- ・スチール缶の原材料となる鉄をいわき市内で製造し、そのスチール缶を使用したビール



③いわき市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの

市内で製造・加工を行っていない場合は、本要件には当てはまりません。

当該工程が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該工程を経て完成した当該返礼品等の重量や付加価値のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものであること等により判断します。

加えて、ふるさと納税の募集に際し、その旨をポータルサイト上等に明記しなければなりません。

また、製造、加工その他の工程によって相応の付加価値が生じていると判断するためには、製造元が仕入れた原材料等の価格に対し、製造元が販売する製品の売価がいわき市内で 50%以上の付加価値を加えたものであることが基準となります。さらに、「製造、加工その他の工程」が食肉の熟成、または玄米の精白である場合には、これらの原材料がいわき市内にて生産されたものである必要があります。

なお、関税法施行規則（昭和 41 年大蔵省令第 55 号）において、実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例として、次の通り示されています。

(参考) 実質的な変更を加える加工または製造に該当しない例

- ・ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
- ・ 単なる切断 ・ 選別 ・ ビン、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
- ・ 改装 ・ 仕分け
- ・ 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
- ・ 単なる混合 ・ 単なる部分品の組立て及びセットにすること

(例) 加工肉（Aは市内加工品、Bは市外加工品、ともに売価 1,000 円）

	商品 A	商品 B	
	市内加工 付加価値 800 円	付加価値 (=手数料) 700 円	1,000 円 (売価)
	原材料代 200 円	仕入れ 300 円	
			0 円

商品 A $800 \text{ 円 (市内加工付加価値)} \div 1,000 \text{ 円 (売価)} \times 100 = 80\%$

付加価値が 50%を超えているので地場産品として該当

商品 B $0 \text{ 円 (市内加工付加価値)} \div 1,000 \text{ 円 (売価)} \times 100 = 0\%$

付加価値が 50%を超えていないので地場産品として該当しない

※本項目においては、国より調査が入った場合、算出根拠等を提出することとなります。

○認められると考えられる例（いずれも市内加工付加価値が50%を超える場合に限りです）

- ・いわき市内の事業者が区域外で生産された原材料を使用し、いわき市内で加工・品質保守を一元管理し、いわき市内の事業者の自社製品として販売しているもの
- ・いわき市外で生産された豚肉を、いわき市内で切断、調理、袋詰めしている豚肉加工品
- ・いわき市外で生産された原材料を用いて、いわき市内の醸造所において醸造した酒
- ・いわき市外で水揚げされた魚をブロックで購入し、いわき市内の加工場で皮の剥ぎ取り処理、血合いの処理、骨の処理、切断、パック詰めといった一連の行程を行う生鮮、加工魚介類
- ・いわき市外で生産されたグラス等に、商品価値の主要な部分である伝統的な細工をいわき市内においていわき市内の業者が施した工芸品

※この基準において、市内加工付加価値は100%にはなりません。

×認められないと考えられる例

- ・海外で生産し、いわき市内の事業者が検品を行っているラジオ
- ・いわき市外で生産されているがいわき市内の茶商が監修しているペットボトルのお茶
- ・いわき市内の事業者がパッケージしているいわき市外で生産されたフルーツ
- ・いわき市外で生産されたビールに、いわき市オリジナルのシールを貼ったもの
- ・いわき市内で、製品に係る企画立案まで行い、いわき市外で製造・組立等する製品
- ・輸入した海外産の牛肉をいわき市内で熟成させたもの
- ・市外で収穫した玄米を市内で精白したもの



④いわき市内において生産されたものであって、近隣の他の市町村において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る）

いわき市から直接流通経路に乗せることが現実的に困難である場合に限って該当するものであって、単に、他の市町村で製造されたものと同じ配送業者がまとめて配送していることや同じ事業者が別々の市町村で生産していることといった要素のみで、④の基準に該当するものではありません。

○認められると考えられる例

- ・いわき市を含む複数の市町村を管轄するJAにいわき市内で生産された米を出荷し、当該JAがいわき市外で生産された米とブレンドし「〇〇米」として出荷されたもの
- ・いわき市内で生産後、複数の市町村を管轄するJAに出荷しており、流通構造上、近隣の団体に生産された茶葉と混在することが避けられない茶葉
- ・いわき市内で肥育後、近隣の複数団体を管轄すると畜場へと畜するため、流通構造上、いわき市外で加工される牛肉

×認められないと考えられる例

- ・いわき市内で生産されたものといわき市外で生産されたものを全国の店舗で区別なく取り扱っているアイスクリーム

⑤いわき市の広報の目的で生産されたいわき市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴からいわき市の独自の返礼品等であることが明白なもの

かつての産地であったことや、今後〇〇の町として売り出そうとしていること、いわき市出身者等ゆかりの者に関連したものであること、いわき市内に事業所が存在していることといった要素のみで、⑤の基準に該当するものではありません。

○認められると考えられる例

- ・いわき市のゆるキャラグッズ
- ・いわき市をPRするためのオリジナルのポストカード
- ・いわき市をホームとするスポーツチームの応援グッズ

×認められないと考えられる例

- ・かつて玩具の一大産地であったことからいわき市内に所在する協同組合に加盟しているが、現在ではいわき市内に工場がなく区域外で製造する玩具
- ・いわき市内で創業した事業者がいわき市外で製造する即席麺
- ・いわき市の出身者であるパティシエがいわき市外で製造する洋菓子



⑥ 前①から⑤に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上を占めるもの

「当該返礼品等に附帯する」と言えるかどうかについては、使用目的等において、一般的に地場産品が主たるもの、地場産品以外のものが附帯するものであることが社会通念上明らかであるかどうかにより判断されます。

また、「当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上である」と言えるかどうかについては、提供されるもの全体の調達に要する費用のうち、7割以上の割合が当該返礼品等に係る調達に要する費用であることにより判断されます。

なお、ふるさと納税の募集に際し、これらの旨をポータルサイト上等に明記しなければなりません。

※本項目においては、国より調査が入った場合、算出根拠等を提出することとなります。

○認められると考えられる例

- ・いわき市内で製造されたそばと市外で製造されたそばつゆのセット
- ・いわき市内で生産された野菜の詰合せと区域外で製造されたバーニャカウダソースのセット
- ・いわき市内で製造された曲げわっぱの弁当箱と区域外で製造された弁当箱の収納袋のセット

×認められないと考えられる例

- ・いわき市外で生産された商品といわき市のPR冊子をセットにしたもの
- ・いわき市外で製造されたビールといわき市内で生産されたタオルをセットにしたもの
- ・海外製タブレット端末にいわき市内を探索できるアプリを予めインストールしたもの
- ・区域内で製造したタオルケットと海外製の空気清浄機をセットにしたもの
- ・区域内で採取したハチミツと海外製のフライパンをセットにしたもの



⑦いわき市内において提供される役務（サービス）その他これに準ずるものであって、当該役務（サービス）の主要な部分が相当程度関連性のあるものであること

⑦の「その他これに準ずるもの」とは、サービスのほとんどがいわき市内において提供されるが、サービスの一部がいわき市外で提供される場合を指し、いわき市を訪れて、いわき市内で宿泊することを条件とする旅行券や旅行クーポンは、これに該当します。

また、いわき市外で提供されるサービスであっても「当該サービスの主要な部分がいわき市に相当程度関連性のある」場合には、「その他これに準ずるもの」として地場産品と認め得るものがあると考えられます。

なお、国は市内飲食店等で利用できる食事券の場合、飲食物の市内付加価値ではなく市内で提供できるかどうか判断基準になるとの見解を示しています。よって、市内にある全国チェーン店等も該当となりますが、市内店舗内で飲食する場合にのみ利用できるものに限り、テイクアウトには食事券は使用できないと考えられます。

○認められると考えられる例

- ・いわき市内で飲食業を営んでいる事業者が、自社が運営する店舗内においてその場で提供、消費のできる飲食物を提供、もしくは提供できる食事券
- ・地域の特産品をPRするためのいわき市外のアンテナショップ内の飲食スペースにおいて、いわき市内で生産された野菜や肉をふんだんに使ったメニューを提供
- ・いわき市内の事業者が車いす用に製作した着物をいわき市外で提供（レンタル以外の工程はすべていわき市内で行っているもの）

×認められないと考えられる例

- ・いわき市内で全国チェーンの飲食業を営んでいる事業者が、市外の店舗でも使用可能な食事券
- ・いわき市内で飲食業を営んでいる事業者が、テイクアウトにも使用可能な食事券
- ・いわき市内において宿泊施設を営んでいる事業者が都内において営んでいる店舗で使用可能な食事券
- ・いわき市内で肥育されたブランド牛を扱う首都圏等の高級な飲食店において使用できるグルメポイント



⑧ 次のイからロのいずれかに該当する返礼品であること

地場産品については、単独の市町村のものとして確立されているものもあれば、地域資源が豊富ではない市町村が区域を越えた一定の圏域において他の市町村と共同で取り扱う場合を想定したものもあります。したがって、他の市町村の同意なく、当該他市町村の地場産品を返礼品として取り扱う場合には該当しません。

イ いわき市が近隣の市町村と共同で前①から⑦のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

「近隣」に該当するかどうかについては、地理的に近隣であって、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村を基本として、これに該当するか否かについて、関係市町村において、地域の実情を踏まえて判断します。

○認められると考えられる例

- ・近隣の複数の市町村が連携し、共同で開発したオリジナルの特産品を当該複数の市町村が共通して取り扱うもの
- ・連携中枢都市圏に参加する複数の市町村が同意の上、それぞれの地場産品を組み合わせ提供するもの

×認められないと考えられる例

- ・生産している市町村の同意を得ずに提供している、いわき市外で生産された県の伝統工芸品である革製品

ロ 県がいわき市を含む県内の複数の市町村と連携し、当該する市町村の区域内において前①から⑦のいずれかに該当するものを県及び当該市町村の共通の返礼品とするもの

○認められると考えられる例

- ・県内全域の特産物について、県が音頭を取って県内全市町村と連携し、県全域の特産品として、共通の返礼品として取り扱うもの
- ・県内の一定の圏域（歴史的、文化的に関連の深い地域等）内の市町村共通の特産品だが現在はある市町村でのみ作られているものを、県の主導の下、共通の返礼品として取り扱うもの

ハ 県が県内の複数の市町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市町村を認定し、当該地域資源を当該市町村がそれぞれ返礼品等とするもの

地域における実情を踏まえ、いわき市を含む地域資源として全国的に相当程度認識されているものである場合には、地場産品として認め得る場合もあると考えられます。

このような場合に該当するかどうかについては、単一市町村の判断によるのではなく、県が県内の市町村の意見を集約した上で、複数の市町村において共通の地域資源として相当程度されているものを認識されているものを認定することが必要です。

「認定を受けたものを当該市町村がそれぞれ返礼品等とするもの」としているのは、県の認定を受けたものであれば認定を受けた区域内の全ての市町村が同じ返礼品等を扱う必要はないこととしているものであり、県に認定されたものを取り扱う事業者が一部の市町村にのみ存在しているような場合においても柔軟に対応できるようにするためです。



⑨ 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前①から⑧のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において当該返礼品等を代替するものとして提供するもの

災害により、いわき市内の生産者が他地域に避難している状態が継続している場合等、返礼品等の提供が不可能である場合において、寄付者いわき市の特産物を思い出してもらふことや、返礼品等の提供をきっかけに、いわき市の特産品の生産の再開への支援を呼びかける等の目的から、提供が不可能になった返礼品等の代替品をいわき市の返礼品等として取り扱うことが考えられます。

「災害」の範囲について特に限定はされていませんが、一定期間以上に渡って地域の特産品が生産できないことが見込まれるような、相当程度大きな被害が生じるケースを想定しています。

なお、被災地支援を目的としたものであっても、被災団体以外の団体が、被災団体の地場産品を提供することについては、「類するもの」には該当しません。

申請にあたっては、下記ページより申請書・申請確認書をダウンロードし、必要事項を記入の上、メールにてご提出ください。

- ・ダウンロードページ URL

<https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1476319542941/index.html>

- ・ダウンロードページQRコード



【お問合せ】

いわき市 総合政策部創生推進課

☎0246-22-1297 FAX0246-22-7024

✉ souseisuishin@city.iwaki.lg.jp

